

6 伊 健 高 号 外  
令和 6 年 9 月 20 日

市内介護事業所管理者 各位

伊達市高齢福祉課長  
(公 印 省 略)

### 認知症対応型通所介護における利用者が認知症であることの確認方法の取扱いについて

日頃より、介護保険行政についてご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
認知症対応型通所介護の利用については、認知症であることが要件のひとつとなります。  
つきましては、認知症であることの確認について以下の①または②の取扱いとしてください。

#### 取扱い①

診断が認知症又は認知症の原因疾患であることが確認でき、医師の署名もしくは記名押印がある文書により認知症であることを確認してください。

上記が難しい場合には、聴取により主治医に確認し、医師の所見及び医師の所属、氏名、確認年月日等をサービス計画書に記載する等により認知症又は認知症の原因疾患と診断される旨を確認してください。

#### 原因疾患について

アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症（ピック病）等の診断であれば認知症の原因疾患であると確認できます。しかし、アルコール依存症等、その診断が認知症の原因疾患であるか判断が出来ない場合は、その診断をした医師に口頭で確認し、その診断が認知症の原因疾患であることを確認する事が出来れば、確認した内容、日付、確認者氏名を記録してください。

#### 取扱い②

サービス担当者会議や、介護支援専門員のアセスメント等において、当該利用者にとっての認知症対応型通所介護サービスの必要性及び利用目的を十分に検討・確認し、その検討・確認した内容、日時及び確認者氏名を記録してください。

介護保険最新情報 Vol.959 令和 3 年 3 月 31 日

#### (14) 認知症対応型通所介護の利用者について

認知症対応型通所介護の利用者については、医師の診断書等の画一的な取り扱いで確認を求めるものではないが、サービス担当者会議や、介護支援専門員のアセスメント等において、当該利用者にとっての認知症対応型通所介護サービスの必要性及び利用目的を十分に検討・確認されたい。

【事務担当：高齢福祉課 介護保険係 TEL 024-575-1299】